

特許権侵害訴訟の審理モデル（損害論）

第5回弁論準備手続期日（心証開示後）

※第5回弁論準備手続期日までは特許権侵害訴訟の審理モデル（侵害論）参照

第5回弁論準備手続期日において裁判所が侵害の心証を開示して損害論に関する審理に入った場合、原告において、損害の根拠規定や損害額の主張を整理していただくことになります。訴状のとおりで変更がなければ、その旨を第5回弁論準備手続期日において明らかにしてください。



第6回弁論準備手続期日

原告	①請求の整理（根拠規定の変更の有無などの検討） ②利益額等の主張
被告	①原告の損害額の主張に対する認否，反論 ②整理された請求を前提に譲渡数量額等の開示

第6回弁論準備手続期日においては、原告又は被告において、例えば、次のとおり、損害の主張に応じて損害額の認定に必要な数額等（数額や数量をいう。）を主張し、この主張に対して相手方当事者が認否反論します。

特許法102条1項に基づく請求の場合

原告において、原告製品の単位数量当たりの売上げ及び売上げから控除すべき経費を主張し、被告において、侵害品の譲渡数量を主張します。

特許法102条2項に基づく請求の場合

被告において、侵害品の売上げ（単価，譲渡数量）及び売上げから控除すべき経費等を主張します。

特許法102条3項に基づく請求の場合

原告において、実施料率又は単位数量当たりの実施料相当額を主張し、被告において、侵害品の譲渡数量を主張します。

●御留意いただきたい事項

一方当事者が主張した数額等について相手方当事者が争った場合は、裁判所や相手方当事者において、主張に係る数額等の正確性などを検証する必要がありますから、自己の主張した数額等の裏付けとなる資料（損害等の主張がされている期間の売上表など）を主張と共に準備し、提出していただくこととなります。なお、提出書類のうち損害額の立証と無関係な記載（侵害品以外の製品の売上げなど）がされている部分については当該部分をマスキングして提出することも、秘密が記載された部分については閲覧制限の申立て（民事訴訟法92条1項）をすることもそれぞれ可能です。

一方当事者が主張した数額等及び提出した資料について、相手方当事者から具体的根拠を示して疑問が呈された場合、主張した当事者において、こうした疑問をできるだけ解消し、売上げ等の数額について早期に共通の認識を形成していただくようお願いしま

す（代理人間で、期日間において、任意に原資料の開示を受けるなどしていただくことも考えられます。）。



第7回弁論準備手続期日

原告	①原告・被告の主張した数額等に基づいた損害額の主張の整理 ②（原告の主張した数額等について争いがあれば）当該数額等の裏付け資料の提出
被告	①（被告の主張した数額等について争いがあれば）当該数額等の裏付け資料の提出 ②原告の損害額の主張に対する反論及び被告の主張（抗弁）

第7回弁論準備手続期日においては、原告が、原告・被告の主張した数額等に基づき、損害額に関する主張を整理した準備書面を陳述します（期日間における整理の結果、訴状における損害額の主張と異なることとなった場合は、この時までには請求額についての訴えの変更を検討してください。なお、これ以降の段階での訴えの変更は認められないこともあります（民事訴訟法143条1項ただし書参照）。）。

これに対し、被告は、原告の主張する損害額についての認否及び反論（推定を覆滅させる事情その他の損害論で主張すべき抗弁の主張を含む。）を記載した準備書面を陳述します。

一方当事者において、損害の認定に必要な資料を任意に提出しない場合には、当該資料について、相手方当事者からの申立てに基づき、書類提出命令（特許法105条）を発する場合もあります。

また、提出された資料を前提にしても当事者間に争いが残る場合などには、損害額の算定のため、計算鑑定を申立てを採用することもあり、この場合、当事者は計算鑑定人に対する説明義務を負います（同法105条の2）。



第8回弁論準備手続期日

原告	被告の主張に対する反論及び立証の補充
被告	原告の反論に対する再反論及び立証の補充

原告は、第7回弁論準備手続において提出された被告の主張に対する反論及び立証の補充を行い、被告は、原告の反論を踏まえて、再反論及び立証の補充を行います。

これを受けて、裁判所は、原則として損害論についての審理を終えることとし、この段階までの主張・立証を基に損害額についての最終的な心証を形成した上で弁論準備手続、弁論を各終結して判決言渡しに至ります。なお、裁判所が心証を開示し、和解を勧告する場合があります（事案によっては、これより前に和解を勧告することもあります。）。